

第3次 鏡野町男女共同参画基本計画書

概要版



第3次鏡野町男女共同参画基本計画書の概要

【計画の趣旨】

この計画は、鏡野町男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて鏡野町の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

【計画の期間】

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

【基本目標】

- I 男女共同参画社会の基盤づくり
- II すべての人が生き生きと活躍できるまちづくり(鏡野町女性活躍推進計画)
- III すべての人が安心して暮らせるまちづくり

【条例に定めている基本理念】

- 個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けないこと。
- 社会の対等な一員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して、影響を及ぼすことのないようにされること。
- 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動と職業その他の社会のあらゆる分野における活動と両立できること。
- 男女がお互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係のもと生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。

鏡野町
令和6年3月

男女共同参画社会とは...？

家庭や学校、地域、職場などの様々な分野で、性別に関係なく、個性や能力を発揮できるとともに、責任を分かち合う社会のことをいいます。



第3次鏡野町男女共同参画基本計画では、基本目標を3つ、その下に重点目標を8つ掲げており、それぞれに数値目標を設定しています。

計画を効果的に推進するため、男女共同参画社会推進委員会の定期的な開催や、庁舎内の関連部署、その他関係機関等との連携を図っていきます。



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査研究の推進

重点目標3 男女平等に関する教育・学習の推進



○基本目標Ⅰに掲げる取組の内容と数値目標

| 取組の内容 | 現状値 (令和4年度) | 数値目標 |
|-----------------|----------------|------|
| 男女共同参画に関する情報の啓発 | 1回 | 1回／年 |
| 研修会への参加 | 2回 | 2回／年 |

男女共同参画を推進するためには町として推進することはもちろんですが、町民の皆様や町内事業者の方にも積極的に取り組んでいただくことも重要になります。すべての人が住みやすいと思える鏡野町になるように、男女共同参画の推進にご理解とご協力、また積極的な参画をしていただくようお願い申し上げます。

基本目標Ⅱ すべての人が生き生きと活躍できるまちづくり (鏡野町女性職業生活活躍推進計画)

重点目標1 性別にかかわらず、平等に参画できる機会づくり

重点目標2 仕事と生活の調和を図る
(ワーク・ライフ・バランスの推進)



○基本目標Ⅱに掲げる取組の内容と数値目標

| 取組の内容 | 現状値 (令和4年度) | 数値目標 |
|----------------------------|----------------|---------------|
| 事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発 | 0回 | 1回／年 |
| 女性委員の登用率の向上(委員数) | 26. 56% | 35%／計画期間中 |
| 女性職員の登用率の向上(課長級に相当する管理職) | 6. 9% | 15%／計画期間中 |
| 女性職員割合の継続(全体) | 53. 09% | 50%以上継続／計画期間中 |
| 女性職員割合の継続(一般行政職) | 33. 09% | 30%以上継続／計画期間中 |
| 保育園等の待機児童数削減 | 9人 | 0人／計画期間中 |

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり

重点目標1 あらゆる暴力の根絶(鏡野町DV防止計画)

重点目標2 生涯を通じた健康づくり支援

重点目標3 防災への取組みと、安全・安心の確保



○基本目標Ⅲに掲げる取組の内容と数値目標

| 取組の内容 | 現状値 (令和4年度) | 数値目標 |
|-----------------|----------------|------|
| 人権に関する講演会の開催 | 1回 | 1回／年 |
| DV防止に関する広報 | 1回 | 1回／年 |
| 健康づくりに関する講演会の開催 | 1回 | 1回／年 |
| 防災訓練・防災イベントの開催 | 1回 | 2回／年 |

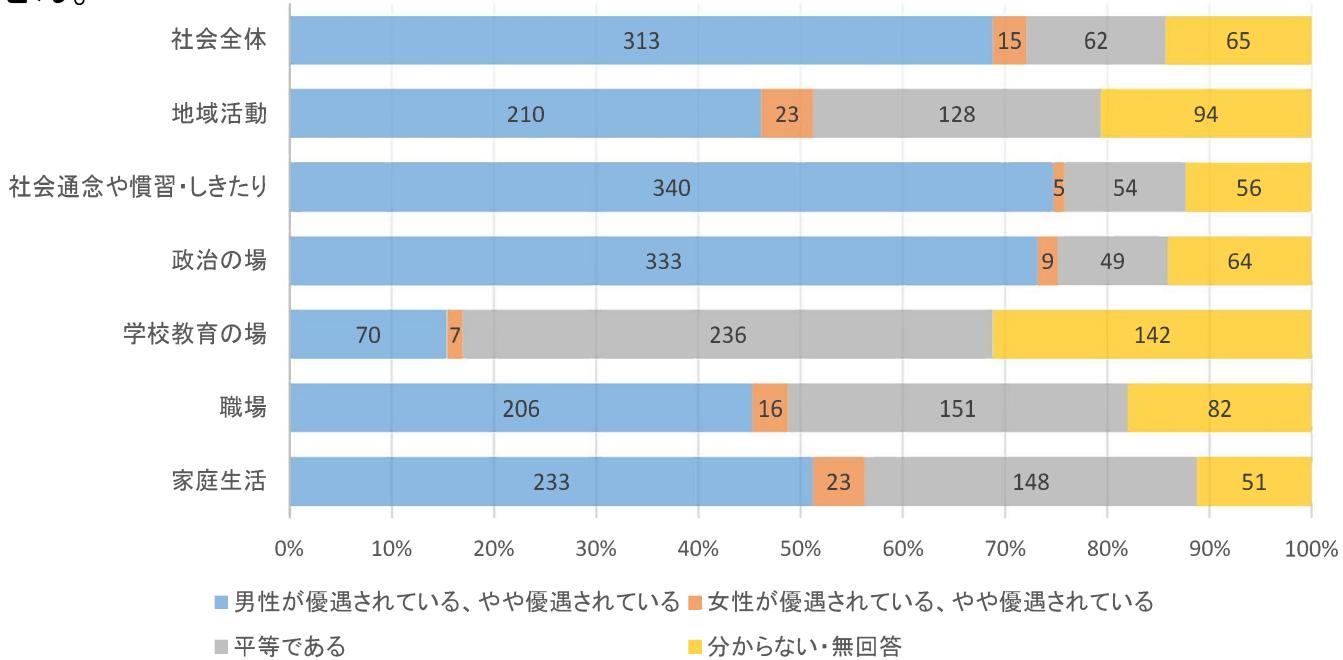
計画書の詳細については鏡野町のホームページや各振興センター、鏡野町立図書館で全文を公開しています。一度手に取ってご覧いただければ幸いです。

様々な分野における男女平等について

令和5年2月に実施した「町民アンケート」から、男女共同参画に対して日頃からどのような意識を持っているかを集計しました。

社会の多くの場面の中で、男女が平等になっていると思うかという質問の回答を「男性が優遇されている又はやや男性が優遇されている」、「女性が優遇されている又はやや女性が優遇されている」、「平等である」、「分からない・無回答」の4つに分けて示しています。

どの場面においても女性が優遇されていると感じている割合は少なく、1割にもなりません。



鏡野町男女共同参画推進条例の紹介

【条例の趣旨】

この条例は、すべての人が性別に関わりなく、社会の対等なパートナーとして、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、男女共同参画推進の基本理念、町、町民、事業者の責務、教育に携わるもの役割を定めるとともに、性別に起因する権利侵害等の禁止や、侵害に関して相談があつた場合の対応等を定めています。

鏡野町役場 まちづくり課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660
 電話 0868-54-2982 FAX 0868-54-2988
 鏡野町ホームページ <http://www.town.kagamino.lg.jp/>

